

発言者	発言内容
事務局	<p>それでは、任命書交付式に引き続き、ただいまから国東市農業委員会臨時総会を開会いたします。本日は、委員总数15名の全員出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により、本臨時総会は成立することを報告いたします。</p> <p>また、本日の会議は、委員の任期満了による任命の後、最初に行われる総会でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第1項ただし書きにより、市長が招集しております。</p> <p>日程2 農業委員紹介です。先ほど任命式において任命された15名のみなさんに、自己紹介をお願いしたいと思います。任命書交付式の名簿順でお願いします。</p> <p>(自己紹介)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。続きまして、事務局の職員の自己紹介です。</p> <p>(自己紹介)</p>
事務局	<p>日程3 臨時議長選出です。これより議事に入りたいと思います。総会の議事は、慣例により会長が行うこととなっていますが、「委員の任期満了による任命後の最初の会議」であり、会長ほか役員は定まっておりません。よって、地方自治法第107条に倣い、最年長の者に臨時議長を務めていただきたいと思います。</p> <p>従いまして、出席委員の中で最年長であります、秋國委員に臨時議長をお願いしたいと思います。ご異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
事務局	<p>ご異議がないようですので、秋國委員に臨時議長をお願いいたします。秋國委員さん、議長席へお願いします。</p> <p>それでは、会長が決まるまで、秋國臨時議長に会の進行</p>

事務局	をお願いいたします。
臨時議長	(臨時議長就任あいさつ)
	まず、議席の指定でございますが、会議規則第5条において、「委員の議席は、あらかじめくじにより定める」とされております。しかし、同条2項により「会長は、必要があると認めるときは、議席を変更することができる」とございますので、現在着席されているところを仮議席とし、会長が定まった後、正式議席を決定いただきたいと考えます。ご異議はございませんか。
	(異議なし)
臨時議長	それでは、日程4 互選会に入ります。これより会長選出の互選会に切り替えます。互選会について、事務局に説明を求めます。
事務局	国東市農業委員会互選規程に基づきご説明いたしますので、ご審議いただきたく存じます。 互選会は、「委員の過半数の出席により成立する」とありますので、本日は全委員の出席ですので互選会は成立いたします。 次に、互選会の議長ですが、規定には謳われておりませんが、このまま総会の臨時議長が互選会の議長でよろしいかお諮りをいただきたいと思います。
臨時議長	いま、事務局から説明がありましたが、私がそのまま互選会の議長でいかがでしょうか。
	(異議なし)
臨時議長	それでは、そのように取り扱います。続いて、事務局の説明を求めます。
事務局	会長の選出につきましては、「農業委員会等に関する法律」第5条第2項に、「会長は、委員が互選した者をもって充てる」と定められております。従いまして、選挙により

	行うのが原則でございます。
事務局	しかし、選出方法は選挙しかないということでなく、互選規程の第10条に、「指名推薦」が出来ると明記されております。「指名推薦」と申しますのは、「誰々さんを会長に」との声が出て、それを会議に諮って出席者全員が賛成すれば当選となるというものです。今回の互選会において、どの方法を探るかご協議頂きたいと思います。
臨時議長	事務局の説明が終わりました。会長の互選について、「選挙」または「指名推薦」のうち、どちらの方法で行うかについて、ご意見をお願いします。
上原委員	指名推薦でよいと思います。
臨時議長	ただいま、「指名推薦でよい」とのご意見がありましたが、他にご意見はございませんか。
	(他に意見なし)
臨時議長	それでは、会長の互選は「指名推薦」の方法でよいかお諮りします。賛成の方は、挙手をお願いします。
	(全員挙手)
臨時議長	全会一致で、今回の会長の互選は、「指名推薦」に決しました。
	それでは、みなさん「推薦する委員さん」の指名をお願いいたします。
一丸委員	秋國委員に、引き続き会長をお願いしたいと思います。
臨時議長	ただいま、私秋國が指名されましたが、他に推薦する委員さんがおられましたら、指名をお願いします。
	(他に指名なし)
臨時議長	私秋國が、会長に指名推薦されました。私秋國が、被指名人として「当選人」と定めるべきかどうかお諮りします。

	賛成の方の挙手を求めます。
	(委員15名中14名挙手)
臨時議長	吉本委員、意見がございますか。
吉本委員	中立です。
臨時議長	中立ということでありますので、賛成多数ということで私秋國を当選人と決します。 全会一致で、私秋國を当選人と決します、それでよろしいでしょうか。
	(異議なし)
臨時議長	全員一致で新会長が定まりましたので、私は臨時議長の職を解かせて頂きます。ご協力ありがとうございました。 それでは、会長が決まりましたので、就任のあいさつをお願いし、改めて議長をお願いします。
	(会長就任あいさつ)
事務局	総会の議事は、慣例により会長が行うこととなっていますので、改めて議長を務めていただきます。
議長	次に、会長職務代理者にあたります副会長の互選会に移ります。互選については、会長の互選と同じになります。副会長の互選について、「選挙」または「指名推薦」のうち、どちらの方法で行うかについて、ご意見をお願いします。
上原委員	指名推薦でよいと思います。
議長	ただいま、「指名推薦でよい」とのご意見がありましたが、他にご意見はございませんか。
	(他に意見なし)
議長	それでは、副会長の互選も「指名推薦」の方法でよいか

	お諮りします。賛成の方は、挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全会一致で、副会長の互選は、「指名推薦」に決しました。それでは、みなさん「推薦する委員さん」の指名をお願いいたします。
上原委員	佐藤委員さんを指名します。
議長	ただいま、佐藤委員さんが指名されましたが、他に推薦する委員さんがおられましたら、指名をお願いします。
	(他に指名なし)
議長	佐藤委員さんが、副会長に指名推薦されました。佐藤委員さんが被指名人として「当選人」と定めるべきかどうかお諮りします。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
事務局	全会一致で、佐藤委員さんを当選人と決します。 副会長が定まりました。それでは、佐藤委員さんに副会長就任のあいさつをお願いします。
佐藤委員	(あいさつ)
議長	以上で、日程4 互選会を終了します。 続きまして、日程5 議席の決定に移ります。事務局より説明があれば、お願ひします。
事務局	現在の仮議席は、国見、国東、武藏、安岐の旧町ごとに、推薦団体等を考慮して配置しております。今後の会議においても地域ごとの意見調整等あると思いますし、また、事務局側の事務処理もしやすいため、現在の仮議席を正式な議席としたいと思います。なお、会長の議席を15番、副会長の議席を14番とします。

議長	<p>事務局の説明がありました。</p> <p>先ほどもありましたが、会議規則第5条において、「委員の議席は、あらかじめくじにより定める」とされております。しかし、同条2項により「会長は、必要があると認めるときは、議席を変更することができる」とされています。事務局の意見を採用し、ただいま皆さんがお座りの席を正式な議席といたしたいと思いますが、ご異議はございませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認め、現在の席順を正式な議席と定めます。</p> <p>それでは、議案の審議に入ります。議事録署名委員の指名をさせて頂きます。1番 中島委員、2番 藤本徹委員を指名しますのでよろしくお願ひします。</p>
	<p>それでは、議案第20号 農地利用最適化推進委員の承認について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地利用最適化推進委員につきましては、総会資料の1ページにありますように21名の推薦がございました。</p> <p>読み上げて候補者をご紹介しますので、ご審議をお願いします。</p>
	(資料の氏名、担当地区を読み上げて紹介)
議長	<p>事務局より、農地利用最適化推進委員の候補者の紹介がありました。何かご意見、ご質疑はございませんか。</p>
	(質疑等なし)
議長	<p>ご意見、ご質疑が無いようですので、候補者全員を農地利用最適化推進委員として、承認してよいかお諮りします。賛成の方の挙手を求めます。</p>
	(全員挙手)
議長	全会一致で、農地利用最適化推進委員の候補者は、農地

	<p>利用最適化推進委員として、承認されました。午後の委嘱式で、農業委員会が委嘱書を交付します。</p> <p>本日の議案は、一件です。</p> <p>次に協議の提案を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>まず、1)の令和4年度総会日程についてでございますが、これは先般来お配りしたとおりであります。ただし、各種研修会の開催月を変えております。5月総会後に県農業会議による業務研修会、8月総会後に人権研修会、11月総会後に農業者年金に関する研修会、1月に認定農業者との合同研修会を予定しております。当然、コロナ感染症の拡大如何によっては、変更もございます。</p>
議長	<p>事務局より、1)の令和4年度総会日程についての説明がありました。何かご意見、ご質疑はございませんか。</p>
委員全員	(異議なし)
議長	<p>次に2)の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>次に、2)農地法等の申請〆切の日についてです。令和3年と同様毎月20日を締め切りとします。〆切から許可まで約20日で事務処理をするということになります。県等から示されている3条では3週間、4条・5条は4週間以内を満たしています。また、県農業会議の常設審議委員会の〆切にも間に合うように設定しています。</p>
議長	<p>事務局より、2)の農地法等の申請締切日についての説明がありました。何かご意見、ご質疑はございませんか。</p>
議長	(異議なし)
事務局	<p>次に3)の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>次に、3)総会資料についてですが、資料は遅くとも総会日を含む5日前までにご自宅に届くように郵送します。通常1週間前までに届くようにはしたいと考えています。</p>

	また、これまで資料は個人情報が掲載されていますので、処分が困るという声がありましたので、総会が済みましたら事務局が回収し、破棄したいと思います。また、当日配布する別添資料について、見にくい、綴じにくいとの意見がありましたので全てA4サイズとしたいと考えています。ご協議をお願いします。
議長	事務局より、3)の総会資料についての説明がありました。何かご意見、ご質疑はございませんか。
吉本委員	総会終了後に事務局が破棄するということですが、決まりがあるのでしょうか。
事務局	破棄しなければならないという決まりは有りません。委員の皆さんのが厳重に管理してもらえばそれで構いませんが、以前から事務局で処分してほしいという意見がありましたし、個人情報の適切な管理、個人情報の流出を防ぐためにも総会終了後に事務局が回収し破棄することが望ましいと判断し、今回提案させていただきました。
吉本委員	実際、個人情報がもれたことがあったのでしょうか。
事務局	今までそういうことはありません。
吉本委員	処分するということはどういうことですか。
事務局	住所、氏名等の個人情報の記載された資料についてのみ、会議終了後に事務局が回収し破棄するということです。
議長	会議終了後、事務局が回収し、破棄するということでよろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	次に4)の説明をお願いします。
事務局	協議事項4)の農地利用最適化推進委員の総会への出席について説明します。これまで、総会において農地利用最

	適化推進委員の意見書がわかりにくいといったご意見が多くあったように思います。また、国の指針でも総会において農地利用最適化推進委員の意見を徴取することが望ましいとなっています。他の農業委員会でも意見聴取を行っているところもございます。こういったことから、農地を変更する農地法第4条・第5条・非農地の認定の審査について、該当地域の農地利用最適化推進委員の総会への出席を求め、意見を徴取することとしたいと考えています。なお、4月13日の総会は前任の委員が担当していますので、5月の総会から実施したいと思っています。
議長	事務局より、4)の農地利用最適化推進委員の総会への出席についての説明がありました。農地法の4条・5条に係る案件については、農地利用最適化推進委員に総会に出席してもらいご意見をいただくという趣旨です。 何かご意見、ご質疑はございませんか。
	(異議なし)
議長	次に5)の説明をお願いします。
事務局	5)各種団体の委員及び理事の選出について説明します。資料のように①から⑤までの団体の委員等に旧町ごとに1名選出なければなりません。旧町ごとに分かれて決めていただきたいと思います。
議長	それでは、旧町ごとに分かれて、委員同士でそれぞれ希望を出し合って決めてください。 決まりましたら、旧町ごとに報告をお願いします。
	(旧町ごとに集まり話し合い)
事務局	(旧町ごとに聞き取り)
	①国東市農業再生協議会 国見（豊田）、国東（一丸）、武藏（佐藤）、安岐（藤原） ②国東市農業振興地域整備計画審議会委員

	<p>国見（中島）、国東（石丸）、武藏（吉本）、安岐（上原）</p> <p>③公益社団法人 国東市農業振興公社理事 国見（藤本）、国東（安松）、武藏（森）、安岐（松原）</p> <p>④農業者年金加入推進部長 国見（中島）、国東（秋國）、武藏（吉本）、安岐（徳丸）</p> <p>⑤農業委員地区世話人 国見（藤本）、国東（笹野）、武藏（佐藤）、安岐（上原）</p>
議長	以上のように各種団体の委員及び理事が決まりました。委員になられた方は、各種団体から出席依頼がありましたらよろしくお願いします。
議長	5) その他はありますか。  (なし)
議長	それでは、以上を持ちまして本日の臨時総会を終了いたします。

議長

議事録署名委員

議事録署名委員